

身体に障がいのある方のための 軽自動車税（種別割）の減免申請の手引き

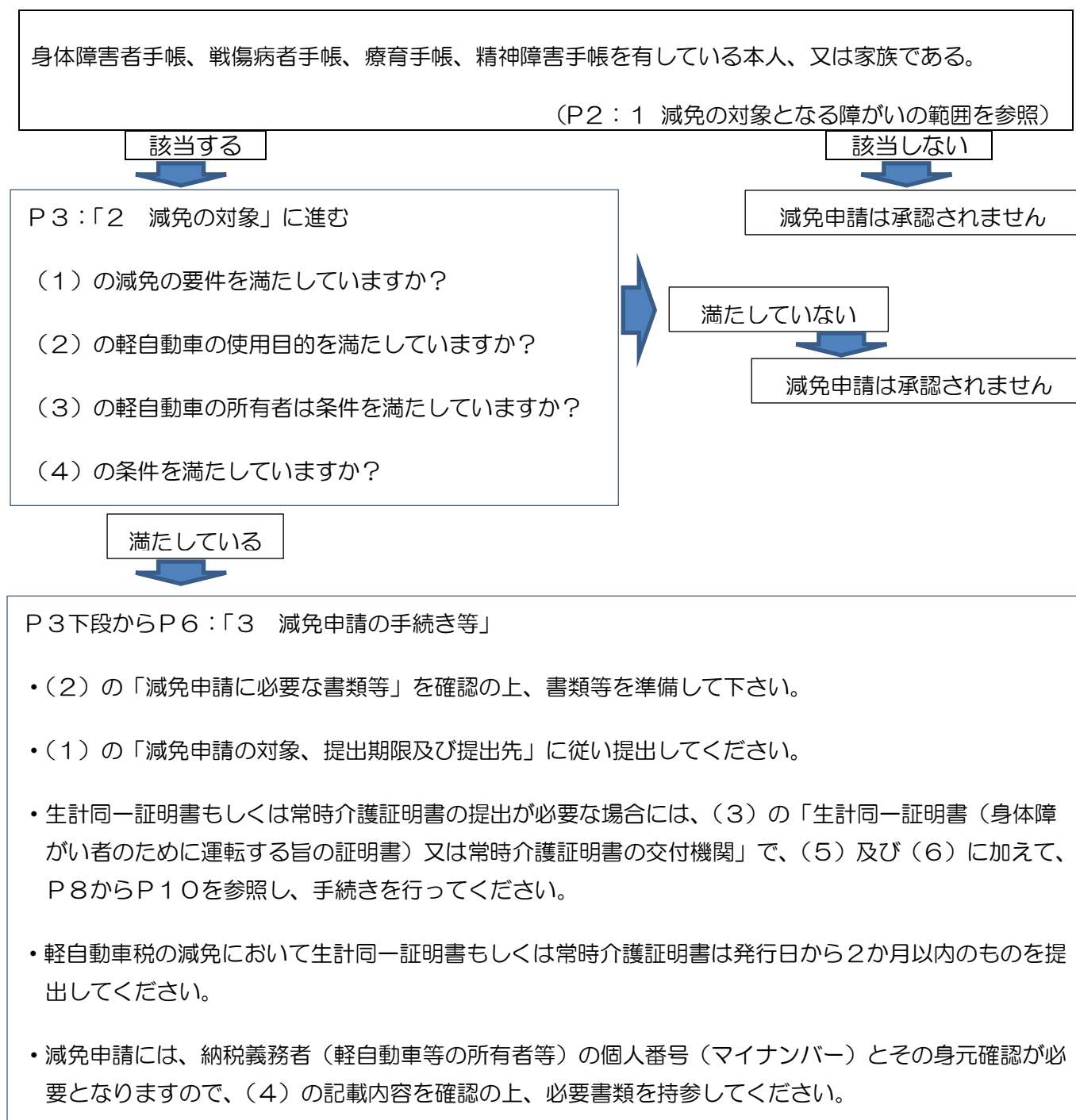
【令和3年度版】



みんなが主役 協働と循環のまち

福島県 石川町

身体に障がいのある方のための軽自動車税（種別割）の減免申請手続きの流れ



※この手引きにおいて「軽自動車税」とは「軽自動車税種別割」のことを指します。

石川町では、身体に障がいのある方、知的障がい、精神障がいのある方のために使用される軽自動車で一定の要件に該当する者について、納税義務者の申請により軽自動車税を減免する制度を設けています。

1 減免の対象となる障がいの範囲

1. 身体障がい者の方※18歳以上は本人が軽自動車の所有者（所有権留保の場合は使用者）であること

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲		
		身体障がい者自身が運転する場合	身体障がい者と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
身 体 障 害 者 手 帳	視 覚 障 が い	1級から4級まで	1級から4級まで	
	聴 覚 障 が い	2級及び3級	2級及び3級	
	平 衡 機 能 障 が い	3級	3級	
	音 声 機 能 障 が い	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）		
	上 肢 不 自 由	1級及び2級	1級及び2級	
	下 肢 不 自 由	1級から6級まで	1級から3級まで	
	体 幹 不 自 由	1級から3級まで及び5級	1級から3級まで	
	乳幼児期以前の非 進行性脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級
		移動機能	1級から6級まで	1級から6級まで
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、 ぼうこう、または直腸機能障がい	1級、3級及び4級	1級、3級及び4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい、肝臓機能障害	1級から4級まで	1級から4級まで		

（注1） 2つ以上の障がいがある場合には、総合判定による級別により判断します。

2. 戦傷病者の方※障害者本人が軽自動車の所有者（所有権留保の場合は使用者）であること

区 分		減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
		戦傷病者自身が運転する場合	戦傷病者と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合
戦 傷 病 者 手 帳	視 覚 障 が い	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	聴 覚 障 が い	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	平 衡 機 能 障 が い	特別項症から第4項症まで	特別項症から第4項症まで
	音 声 機 能 障 が い	特別項症から第2項症まで （喉頭摘出による音声機能障がいがある 場合に限る）	
	上 肢 不 自 由	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで
	下 肢 不 自 由	特別項症から第6項症まで、および 第1款症（旧第7款症）から第3款症（旧 第2款症）まで	特別項症から第3項症まで
	体 幹 不 自 由	特別項症から第6項症まで、および 第1款症（旧第7款症）から第3款症（旧 第2款症）まで	特別項症から第4項症まで
	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、肝臓、 ぼうこう、または直腸機能障がい	特別項症から第3項症まで	特別項症から第3項症まで

（注2） 旧第3款症は該当しません。また、目症については該当しません。

3. 知的障がい者※本人または生計を一にする方が所有（所有権留保の場合は使用）する軽自動車

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	知的障がい者本人、又は精神障がい者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
療 育 手 帳	A（重度）	

4. 精神障がい者※本人または生計を一にする方が所有（所有権留保の場合は使用）する軽自動車

区 分	減 免 の 対 象 と な る 範 囲	
	精神障がい者本人、又は精神障がい者の方と生計を一にする方、または常時介護する方が運転する場合	
精 神 障 害 者 保 健 福 祉 手 帳	1級（自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行令第1条第3号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている方に限る） ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証（精神通院医療に係るものに限る。）の交付を受けている者。 イ. 市町村長から医療福祉費受給者証の交付を受けている者。 ウ. 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の治療のための通院をしている者	

2 減免の対象

(1) 減免の要件

- ① 課税となる年度の4月1日現在の軽自動車の所有者（所有権留保の場合は使用者）が石川町内に住所を有する障がい者本人であること
 （但し、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の場合は、その方と生計を一にする方の所有でも可）
- ② 障がい者1人につき1台（自動車税の減免を受けた方は対象になりません）
- ③ 申請手続きの期間は4月1日から納期限まで

(2) 軽自動車の使用目的

区 分	使用目的
身体障がい者等本人が運転する場合	制限はありません。
身体障がい者等と同一世帯もしくは生計を一にする方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業（生業）のために使用する場合に限られます。 ※生計同一証明書の提出が必要な場合があります。
身体障がい者等のみで構成される世帯の方を常時介護する方が運転する場合	身体障がい者等の方が通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業（生業）のために一年以上継続して週三日以上使用する場合に限られます。 ※常時介護証明書の提出が必要となります。

（注）身体障がい等：身体障がい者（戦傷病者を含む。）、知的障がい者又は精神障がい者

(3) 軽自動車の所有者（軽自動車税の納税義務者）

区 分	減免となる軽自動車の所有者 （所有権が留保されている軽自動車にあっては使用者）
18歳以上の身体障がい者（戦傷病者を含む。）のために使用する軽自動車	身体障がい者本人
18歳未満の身体障がい者のために使用する軽自動車	身体障がい者本人、又はその方と生計を一にする方
知的障がい者のために使用する軽自動車	知的障がい者本人、又はその方と生計を一にする方
精神障がい者のために使用する軽自動車	精神障がい者本人、又はその方と生計を一にする方

(4) その他

- ア 減免を受ける軽自動車は、定置場が石川町にある個人名義の自家用軽自動車（自動車検査証に「自家用」と記載されている軽自動車）
- イ 運転免許証の条件（「オートマチック車に限る」等）に合致した軽自動車でなければなりません。
- ウ 自動車検査証の有効期限が満了したまま更新されていない場合には、減免することができません。

3 減免申請の手続き等

(1) 減免申請の対象、提出期限及び提出先

- ・対 象：課税となる年度の4月1日現在において所有（所有権留保の場合は使用）している軽自動車
- ・提出期間：毎年4月1日から軽自動車税の納期限まで
- ・受 付：提出期間内（土日及び祝祭日を除く）の8：30～17：00（12：00～13：00を除く）
- ・提 出 先：石川町役場 税務課 課税係（電話26-9118）

(2) 減免申請に必要な書類等

提出書類 及び 提示書類	提出書類 (コピー不可)					提示またはコピーの提出					減免を申請する方の印鑑(認印)	
	軽自動車税減免申請書	生計同一証明書	常時介護証明書	障害者の世帯全員の住民票の写し (3か月以内に発行されたもの)(注7)	障害者のための通学・通所等証明書 又は 障害者のための通学・通所等証明書 使用申告書	身体障害者手帳(注6)	療育手帳(注6)	〈自立支援医療受給者証等(注1)〉 精神障害者保健福祉手帳(注6)	選傷病者手帳(注6)	運転する方の運転免許証(注6)		自動車検査証
区分												
身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は、精神障がい者の方が自ら運転する場合	◎	/	/	/	/	○	○	○	○	◎	◎	◎
生計を一にする方が運転する場合	◎	◎	/	○	◎	○	○	○	○	◎	◎	◎
常時介護をする方が運転する場合	◎	/	◎	◎	/	○	○	○	○	◎	◎	◎

- (注1) 1級に限り、下記のア～ウのいずれかに該当する方
 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者。
 イ. 市町村長から医療福祉費受給者証の交付を受けている者。
 ウ. 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の治療のための通院をしている者
- (注2) 所有権が留保されている軽自動車にあっては使用している場合
- (注3) ◎・・・必ず提示、提出又は持参する必要があるもの
 ○・・・該当するもののみ提示等が必要となるもの(複数の手帳の交付を受けている場合は、そのすべての手帳を提示してください。)
- (注4) 提出及び提示書類は、必ず原本を持参してください。
- (注5) 自動車検査証及び運転免許証については、有効期限内のものに限ります。
- (注6) 身体障害者手帳等及び運転免許証に記載の住所が異なる場合には住民票を提出してください。
- (注7) 生計同一証明書の交付を受けた者のうち、対象となる障害者と運転する者が別居又は別世帯の場合には、障害者等の世帯全員の住民票の写しを提出してください。

(3) 生計同一証明書(身体障がい者のために運転する旨の証明書)又は常時介護証明書の交付機関

手帳の種類等	生計同一証明書及び常時介護証明書の交付機関
身体障害者手帳	石川町役場 保健福祉課 社会福祉係
戦傷病者手帳	県保健福祉事務所
療育手帳	石川町役場 保健福祉課 社会福祉係
精神障害者保健福祉手帳	石川町役場 保健福祉課 社会福祉係

- (注1) 証明書の交付を受けるために必要な書類については、交付機関にお問い合わせください。
 (注2) 証明書の有効期間は、発行日から2か月間です。

(4) 軽自動車税の減免を受けるためにはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

減免の対象となる方(障害者等本人又は軽自動車の所有者等)のマイナンバー(個人番号)の記載がある書類を提出していただく際には、本人確認(個人番号の確認と身元確認)を行う必要があります。

本人確認のために、以下の書類等により本人確認を行います。

個人番号の確認	身元確認
(1)マイナンバーカード(裏面)	マイナンバーカードの表面
(2)マイナンバー通知カード又はマイナンバー記載のある住民票	<次の書類の中から1点により確認> 運転免許証/運転経歴証明書/パスポート/身体障害者手帳/精神障害者保健福祉手帳/療育手帳/在留カード/特別永住者証明書/税理士証票/写真付き学生証/写真付き身分証明書/写真付き社員証/写真付き資格証明書/戦傷病者手帳
	<次の書類の中から1点により確認> 公的医療保険の被保険者証/年金手帳/児童扶養手当証書/特別児童扶養手当証書/プレ印字申告書
	<次の書類の中から2点により確認> 学生証(写真なし)/身分証明書(写真なし)/社員証(写真なし)/資格証明書(写真なし)/国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書/納税証明書/印鑑登録証明書/戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可)/住民票の写し/住民票記載事項証明書/母子健康手帳/特別徴収税額通知書/退職所得の特別徴収票/納税通知書/源泉徴収票/上場株式配当等の支払通知書/特定口座年間取引報告書

※マイナンバーカードであれば、個人番号の確認と身元確認の両方が可能になります。

(5) 生計同一証明書、及び常時介護証明書の提出が必要な場合

No.	納税義務者 (軽自動車等の所有者等)	運転する者	証明書提出の要	
			生計同一 証明書	常時介護 証明書
1	身体障害者等本人	身体障害者等本人	要提出	要提出
2		同一世帯の者		
3		別世帯同一住所の者(※1)		
4		生計を一とする別住所の3親等以内親族(※2)(※3)		
5	同一世帯の者	同一世帯の者	要提出	
6	別世帯同一住所の者(※1)	別世帯同一住所の者(※1)		
7	生計を一とする別住所の3親等以内親族(※2)	生計を一とする別住所の3親等以内親族(※2)(※3)		
8	身体障害者等本人	週3日以上常時介護者	要提出	

(※1) 生計同一証明書が提出された場合においても、同一の家屋に起居を共にしている場合に限る。

(※2) 生計同一証明書が提出された場合のうち、学校又は福祉施設の通学又は通所に使用する場合に限り「学校・福祉施設通学・通所等証明書」の提出により通所に使用していることを証する書類とすることができる。なお、当該福祉施設に住所がある場合には減免の対象外とする。

(※3) 上記(※2)以外の場合においては、「障害者等のために使用する軽自動車等の使用申告書」を提出する。

(※4) 上記 No. 5~7 の身体障害者等本人以外が所有する軽自動車の減免を申請する場合には、対象となる障害者等は18歳未満の身体障害者等及び精神障害者に限るものとする。

(※5) 生計同一証明書及び常時介護証明書の提出を要しない者のうち、身体障害者手帳等、運転免許証等の住所が現住所と異なる場合には、住民票の写しを添付すること。

(6) 生計同一証明書、及び常時介護証明書により証明される場合の例

証明書の種類	証明の要件の例
1.生計同一証明書 (※1)	同一世帯の場合 ・住民登録の確認により生計同一とします。
	別世帯同一住所の場合、下記の書類のいずれかを提出 ・施設通所費や生活費などを支出していることを証する書類（通帳、領収書、受領書など） ・健康保険、所得税申告など扶養を確認することができる書類 ・別世帯としていること理由書
	別住所であるが生計を一とする場合、下記の書類のいずれも提出 ・学費、施設通所費、生活費等の仕送りなどを証する書類（通帳など） ・健康保険などにおける扶養を確認する書類 ・転勤、就学などにより別世帯となることを確認する書類（勤務先の証明書など）又は、別居していること理由書
2.常時介護証明書 (※2)	・常時介護が必要であることを確認する書類

※1 生計同一証明書が交付された場合であっても、減免を受ける軽自動車は、日常的にその障害者等の通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業（生業）のために使用していることが減免の承認に必要な要件となります。

※2 常時介護証明書の交付された場合であっても、減免を受けようとする軽自動車は身体障がい者等のための通学、通院、通所又はその生活のために携わっている業（生業）のために、介護者が一年以上継続して週三日以上使用していることが、減免の承認に必要な要件となります。

4 減免の判定時期

「減免の要件」に該当するか否かの判定は、毎年4月1日（賦課期日）の状況によって行います。

5 軽自動車税の減免に係る翌年度継続の手続き

(1) 身体障がい者等に係る軽自動車税の減免を受けるためには、毎年、納期限までに減免の申請をすることとなっています。

ただし、当該年度の12月末日現在において、軽自動車税の減免を受けた軽自動車の登録等の状況に異動がない方には、**翌年3月中旬**に「減免を受けた軽自動車の現況報告書（以下「現況報告書」という。）」の用紙を送付します。この「現況報告書」を**4月16日**までに税務課課税係までご提出ください。減免要件事項に変更がないと認められる場合には、**6月中旬**に当該年度の「軽自動車税減免通知書」を送付します。

なお、期日までに「現況報告書」の提出がない場合や、提出したが減免に該当しない場合には、当該年度の納税通知書が送付されます。

(2) 「現況報告書」は郵送により提出してください。また、持参により提出される場合には、8：30～17：00（12：00～13：00は除く）に来庁してください（土日及び祝祭日は除く）。

(3) 申請年度の4月1日時点において、前年度から減免要件事項に変更がある場合やその予定である場合（減免を受ける軽自動車や障がいの状況に変更がある場合など）には、(1)の「現況報告書」の提出による手続きでの減免を受けることはできません。したがって、納期限までに新たに減免申請をしてください。

6 その他

- (1) 身体障がい者の方等を対象とした軽自動車税の減免制度は、市区町村毎に制度（認定の要件等）が異なる場合があります。
- (2) 本町では、身体障がい者等を対象とした減免制度のほかに次のような制度を設けています。
- ① 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等に対する軽自動車税の減免
- (1) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項に規定する第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人又は特定非営利活動法人が自ら所有する軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供する軽自動車
- (2) 社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する第二種社会福祉事業を営む社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人又は法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人、特定非営利活動法人が自ら所有する軽自動車のうち、専ら当該第二種社会福祉事業に係る利用者の送迎の用に供する軽自動車
- (3) 社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人又は特定非営利活動法人が自ら所有する軽自動車のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下、「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援若しくは同条第 14 項に規定する就労継続支援を行う事業又は同条第 27 項に規定する地域活動支援センターを営む事業において、専ら利用者の移動または原材料若しくは生産品の輸送に供する軽自動車
- (4) 一般社団法人福島県交通安全協議会及びその支部が所有する軽自動車のうち、公益のために使用する軽自動車
- (5) 石川町社会福祉協議会が所有する軽自動車のうち、専らその事業のために使用する軽自動車
- (6) 前各号に規定する法人に類する団体又は、公社、事業団、協会等が自ら所有する軽自動車のうち、障害者総合支援法に基づく福祉サービスのために使用する軽自動車（法人格の無い団体については代表者名義の軽自動車のみが対象となる）
- ※当該活動に直接専用し、かつ通年専用していること。
- ② 専ら身体障がい者等の利用に供するための構造を有する軽自動車等に対する減免自動車検査証に「障害者輸送用」、「車いす移動車」等と記載されたもの（改造車：80・880 ナンバーなどの特種用途自動車）
- (3) 公益のため直接専用するものと認められる軽自動車等について
- 公益事業を行うために直接専用する軽自動車等、及び、公益目的事業を行うことを主たる目的とするなど公益認定基準を満たし公益認定を受けた公益社団法人、または公益財団法人が公益目的事業を行うために直接専用する軽自動車等若しくはこれに類する事業を行うために直接専用する軽自動車等。
- ①公益事業とは
- 公衆の日常生活に欠くことのできない事業が公益事業とされます。その事業は営利も伴うが、公営企業として経営されることもあります。
- 労働関係調整法（昭和 21 年 9 月 27 日法律第 25 号）

第八条 この法律において公益事業とは、次に掲げる事業であつて、公衆の日常生活に欠くことのできないものをいう。

- 一 運輸事業
- 二 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 三 水道、電気又はガスの供給の事業
- 四 医療又は公衆衛生の事業

2 内閣総理大臣は、前項の事業の外、国会の承認を経て、業務の停廃が国民経済を著しく阻害し、又は公衆の日常生活を著しく危くする事業を、一年以内の期間を限り、公益事業として指定することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の規定によつて公益事業の指定をしたときは、遅滞なくその旨を、官報に告示するの外、新聞、ラヂオ等適宜の方法により、公表しなければならない。
(上記の事業であっても、国(官公庁組織)や地方自治体が直接行う事業は公共事業であり、公益事業には含まれません。)

②公益目的事業とは

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)
(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公益社団法人 第四条の認定を受けた一般社団法人をいう。
- 二 公益財団法人 第四条の認定を受けた一般財団法人をいう。
- 三 公益法人 公益社団法人又は公益財団法人をいう。
- 四 公益目的事業 学術、技芸、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業であつて、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいう。

別表(第二条関係)

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業

- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二十一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 二十二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二十三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

○社会福祉法(昭和26年法律第45号)

第二条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を**第一種社会福祉事業**とする。

- 一 生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 二 児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 三 老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設を経営する事業

五 削除

- 六 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 七 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を**第二種社会福祉事業**とする。

- 一 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
 - 一の二 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業
 - 二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
 - 二の二 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業
- 三 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を経営する事業
- 四 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業
 - 四の二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業
- 五 身体障害者福祉法(昭和三十四年法律第百八十三号)に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 六 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 七 削除
- 八 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 九 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 十 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 十一 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- 十二 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- 十三 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。

- 一 更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に規定する更生保護事業(以下「更生保護事業」という。)
- 二 実施期間が六月(前項第十三号に掲げる事業にあつては、三月)を超えない事業
- 三 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
- 四 第二項各号及び前項第一号から第九号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては五人、その他のものにあつては二十人(政令で定めるものにあつては、十人)に満たないもの
- 五 前項第十三号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度五百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度五十に満たないもの

～よくあるお問い合わせ～

Q1 自動車検査証（車検証）の名義が障がい者本人と異なる場合には減免は受けられないのですか？

A1 納税義務者となる車検証に記載されている所有者（※）が、4月1日現在、障がい者の方本人である必要があります。

ただし、18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障害者のために使用する軽自動車については、当該申請に係る障がい者の方と生計を一にする方が所有者（※）となる軽自動車であっても減免の対象となります。

※ 月賦販売などによって売主が所有権を留保している場合には、買主である使用者を納税義務者とします。

Q2 障がい者本人は申請に行くことができません。代理の方でも申請することはできますか？

A2 代理の方でも申請することができます。

申請書に添付や提示が必要な書類等を準備して申請を行ってください。納税義務者の個人番号（マイナンバー）の記載と納税義務者の身分証明（マイナンバーカードや運転免許証）が必要になりますので記載漏れや持参忘れの無いようにしてください。なお、委任状の提出は不要です。

Q3 毎年申請する必要がありますか？

A3 身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は、精神障がい者の方が自ら運転する場合の減免を受けている方には、「減免を受けた軽自動車の現況報告書（以下、「現況報告書」という。）」による手続きになりますので、郵送又は役場に持参などにより期限までに提出してください。減免が承認された方には、6月中旬に減免通知書を送付します。

ただし、減免要件事項に変更がある場合（減免を受ける軽自動車を変更する場合や運転をする者が変更となる場合、住所等に変更がある場合など）は、「現況報告書」による手続きによって減免を受けることはできませんので、納期限までに新たに減免申請をしてください。

Q4 減免を受けた場合の車検（継続検査）を受けるための納税証明書はどうなるのでしょうか？

A4 継続検査用の納税証明書は、役場窓口及び税務課で交付（無料）いたしますので、役場に来庁の上、減免通知書を持参し、これを提示して交付申請をしてください。

Q5 第一種社会福祉事業を営む社会福祉法人が所有する軽自動車のうち直接その本来の事業の用に供する軽自動車とはなんですか？

A5 直接その本来の事業とは、第一種社会福祉事業のことをいいます。

Q6 第二種社会福祉事業（第 2 号を除く。以下同じ）を經營する社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人または非営利型法人が所有する軽自動車のうち、専ら当該第二種社会福祉事業への送迎の用に供する軽自動車とはなんですか？

A6 専らとは、「ある一つのことを主にするさま」「主として」などの意味があります。第二種社会福祉事業への利用者の送迎を主として使用する軽自動車に限られます。第二種社会福祉事業で、職員が利用者宅に出向くことは送迎ではありませんので、対象外です。

Q7 株式会社や有限会社が行う第二種社会福祉事業への利用者の送迎に専ら利用する場合は対象となりますか？

A7 対象となる法人が限定されますので、公益減免の対象ではありません。ただし、車いすの昇降装置、固定装置または浴槽を装着する軽自動車は構造減免の対象となります。

Q8 社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人または特定非営利活動法人が所有する軽自動車のうち、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に規定する、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業、地域活動支援センターを經營する事業において、専ら利用者の移動又は原材料若しくは生製品の輸送の用に供する軽自動車とはなんですか？

A8 主として利用者の移動、原材料・生製品の輸送に使われる軽自動車の対象です。職員が移動することを目的としたものは対象外です。

～ご留意願います～

※軽自動車等を保有する方に留意していただく事項

1) 「納税証明書」は車検と一緒に大切に保管してください。

継続検査・構造等変更検査（車検）の際には、軽自動車税の納付の確認が必要となりますので、納税証明書は大切に保管してください。なお、減免を受けている方は、役場窓口及び税務課で交付(無料)いたしますので、来庁の上、申請してください。

2) 転居、転出の際には、車の住所変更の手続きをお願いします。

住民票を移しても、自動車検査証（車検証）の住所等は変更されません。町内転居、又は町外転出した時には、車検証の記載事項の変更の手続きをお願いします。また、原動機付自転車（二輪）などの車検がない軽自動車についても、転居、転出があった場合には、役場税務課で手続きをしてください。

3) 軽自動車等を譲渡したり、廃車するときには、必ず手続きをしてください。

軽自動車税の納税通知書は毎年4月1日現在に登録されている納税義務者（所有者、又は使用者等）に送付されます。軽自動車を譲渡したり、廃車、解体等で実際の使用を止めても、届出が済んでいない場合には、4月1日時点の登録状況に基づき課税することとなりますので、譲渡もしくは抹消の手続きは遅滞なく必ず行ってください。

4) 農耕車両についても標識（ナンバー）の交付が必要です。忘れず、登録をお願いします。

農耕作業用自動車を取得したときは、軽自動車税の課税対象車両として登録が義務付けられていますので、速やかに手続きをしてください。なお、現在所有していてまだ登録していない車両がある場合も、お手続きをお願いします。

また、車両を処分したり所有者を変更したときも手続きが必要です。手続きが完了していない場合には、軽自動車税が課税となりますので、忘れずに手続きをしてください。（廃車手続きが4月1日を過ぎると、その年度については課税されます。）

問い合わせ先：石川町役場 税務課 課税係	0247-26-9118
石川自家用自動車協会	0247-26-2653
軽自動車検査協会福島事務所いわき支所	050-3816-1838

様式第 78 号 (第 60 条関係)

その 1 (公益使用車・身体障害者利用構造用)

軽自動車税種別割減免申請書

(公益使用車・身体障害者等利用構造用)

石川町長 様

年 月 日

住所 (所在地) 石川町大字 字 番地

団体 (法人) 名 ㊞

(代表者) 氏名 ㊞

電話番号 () -

下記の軽自動車は、石川町税条例第 89 条第 2 項・第 90 条第 3 項の規定により、軽自動車税種別割の減免を申請します。

申請する個人・法人の個人・法人番号 (マイナンバー)			
軽自動車の 標識番号	いわき・石川町 [] -	軽自動車 の種別	
申請をする軽 自動車の用途 及び使用目的			
主たる定置場	1. 団体等所在地 : 2. そ の 他 : 石川町大字 字 番地		
と 減 す 免 る を 必 理 要 由	1. 公益のため直接使用する軽自動車等 2. 構造が専ら身体障害者の利用に供するための軽自動車等 ※上記に 1. 2. に○を付してください。		
添 付 書 類	上記 1 の場合 : 自動車検査証 (写) 及び、標識番号と団体の名称が同時に 確認できる写真、並びに団体等の定款等 (※) 上記 2 の場合 : 自動車検査証 (写) 及び、標識番号と身体障害者の利用に 供する構造を同時に確認できる写真		

※ 公益使用車の申請においては、団体等の定款又は団体の活動内容を確認することのできる書類を団体につき 1 部添付してください。

(裏)

注意事項

- ※1 申請受付期間は4月1日から軽自動車税種別割の納期限までです。期限後の受付はできませんのでご注意ください。
- ※2 石川町ナンバーの車両の減免を希望される場合には、自動車検査証がないため、標識交付証明書によって所有者を確認します。忘れずにご持参ください。

減免申請に必要な書類

1. 軽自動車税種別割減免申請書
2. 自動車検査証または標識交付証明書（写し）
3. 減免を希望する車両の写真

問い合わせ先

石川町役場 税務課 課税係

電話 0247-26-9118（直通）

軽自動車税減免種別割申請書 (身体障害者等用)

石川町長 様

年 月 日

(納税義務者：軽自動車の所有者等)

住所 (所在地) 石川町大字 字 番地

氏 名 (印)

電話番号 () -

下記の軽自動車は、石川町税条例第 90 条第 2 項の規定により、軽自動車税種別割の減免を申請します。

納 税 義 務 者	個人番号 (マイナンバー)		※12 桁の番号を記入		
	障害者との関係		1 本人 2 18 歳未満の身体障害者と生計を一つにする者 3 精神障害者と生計を一つにする者		
	軽自動車の 標識番号	いわき・石川町 [] -	軽自動車 の種別	1 軽四輪 (乗用・貨物) 2 二輪	
	用途及び 使用目的	1 通学 2 通院 3 通所 4 生業 (自営・通勤) (生業の内容)		通学・通院・通所・勤務先	
身 体 障 害 者 等	住所 石川町大字 字 番地				
	氏名		生年月日 年 月 日 (満 歳)		
	1 身体障害者手帳	番号 第 号	交付年月日	昭・平・令 年 月 日	
	2 戦傷病者手帳	番号 第 号			
	3 療育手帳	番号 第 号	障 害 名		
	4 精神障害者保健福祉手帳 番号 第 号 ※併せて提示することが必要である書類 ((1) から (3) までのいずれか)				
(1) 自立支援医療受給者証 (精神通院) 番号 第 号		障害の等級			
(2) 医療福祉費受給者証 番号 第 号					
(3) 障害の治療のための通院の事実を証する書面					
運 転 す る 者	住所	番 号			
	氏名	(ふりがな)	交付年月日	年 月 日	
	障害者 との関係	1 本人 2 同一生計者 3 常時介護者	有効期限	年 月 日	
			免許の種類	中型・その他 ()	
		免許の条件			
添付書類		本人運転以外の場合において同一世帯ではない場合には、生計同一証明書 又は 常時介護証明書を添付			

(裏)

注意事項

- ※1 申請受付期間は4月1日から軽自動車税種別割の納期限までです。期限後の受付はできませんのでご注意ください。
- ※2 減免の対象となるのは、所有する自動車のうち1台のみです。自動車税種別割の減免を受けた方は、対象になりません。
- ※3 石川町ナンバーの車両の減免を希望される場合には、自動車検査証がないため、標識交付証明書によって所有者を確認します。忘れずにご持参ください。

減免申請に必要な書類等

1. 軽自動車税種別割減免申請書
2. 自動車検査証または標識交付証明書
3. 運転免許証
4. 身体等に障害があることを証する書類（障害者手帳など）
5. マイナンバーカードまたは通知カード（納税義務者のもの）
6. 印鑑 等

※既に、軽自動車税種別割納税通知書及び納付書が届いている場合には上記書類と併せて提出してください。

問い合わせ先
石川町役場 税務課 課税係
電話 0247-26-9118（直通）

障害者等のために使用する軽自動車等の使用申告書

年 月 日

石川町長 様

(申告者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

私は、生計を同じくする障害者等のために使用する軽自動車等について、
下記のとおり使用していることを申告いたします。

1. 減免申請の対象となる障害者等

氏 名	住 所

2. 障害者のために使用する軽自動車等の使用状況

用途	使用状況
① 通院	・通院先 () ・通院に使用する状況 : 週 日 (月 日程度)
	・通院先 () ・通院に使用する状況 : 週 日 (月 日程度)
	・通院先 () ・通院に使用する状況 : 週 日 (月 日程度)
	・通院先 () ・通院に使用する状況 : 週 日 (月 日程度)
	・通院先 () ・通院に使用する状況 : 週 日 (月 日程度)
② 生業 (自営・通勤)	・自営の内容又は勤務先 () ・自営の場合の具体的な使用状況 () ・自営又は通勤に使用する状況 : 週 日 (月 日程度)

(注) この申告書は、減免の対象となる障害者と生計同一であるが同一住所で別世帯又は別居している場合に使用するものです。

(裏)

注意事項

- ※1 (申告者)は、減免を申請する車両の所有者等を記載してください。
- ※2 「1. 減免申請の対象となる障害者等」の欄は、減免の対象となる障害者等について記載してください。
- ※3 「2. 障害者のために使用する軽自動車等の使用状況」欄のうち「①通院」の欄は恒常的に通院先をすべて記入してください。記載欄が少ない場合には、別紙を作成して提出してください。

問い合わせ先

石川町役場 税務課 課税係
電話 0247-26-9118 (直通)

障害者等のための通学・通所等証明書

証 明 書	福祉施設等	所在地 _____ 名称 _____
	障害者	住所 _____ 氏名 _____
	使用目的	・一時帰宅 ・通院（医療機関名 _____） ・その他（詳細 _____）
	運転者	住所 _____ 氏名 _____
	施設証明欄	<p style="text-align: center;">年 月 日付で軽自動車税種別割の減免を受けるため証明願のあったこのことについて、上記運転者は、上記障害者のために週に1度（又は月に4度）以上自動車を運転する必要があることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>施設名称 _____</p> <p>管理者（代表者） _____ ⑩</p>

（減免申請にあたっての注意事項）

- 1 減免申請の対象となる軽自動車等は障害者一人につきその方のために使用する1台に限られます。（自動車税種別割の減免を受けている場合は、申請することができません。）
- 2 この申請書は、軽自動車税種別割の納期限までに提出してください。
- 3 この申請書を提出する際には、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（精神障害者保健福祉手帳にあっては、併せて自立支援医療受給者証（精神通院）、医療福祉費受給者証又はその障害の治療のための通院の事実を証する書面が必要となります。）及び運転免許証を提示してください。（身体障害者手帳等の交付日が納税義務の発生した日以後である場合には減免の対象となりません。）
- 4 申請に係る軽自動車等が、障害者と生計を一にする方が福祉施設に入所している障害者の一時帰宅、通院などのために使用されるものである場合は、当該福祉施設の管理者等から上記の一時帰宅等証明を受けてから申請を行ってください。（証明を受けられない場合には、減免の対象となりません。）